

地区	No.	懇談事項	説 明	担当部課名
緑が丘	1	防災対策について		
		1 東日本大震災, 集中豪雨による土砂崩壊被害, 熊本地震などここ近年予測不能な災害が起きているが, 盛岡市の具体的な防災対策はどうなっているか。 2 東日本大震災以降, 盛岡市の「防災マップ」を更新の予定だったと思うが, それが未だに遅れている理由は。	1 市の防災対策につきましては, 「盛岡市地域防災計画」において, 大雨洪水災害, 土砂災害, 大規模地震災害などの自然災害が発生し, 又は発生する恐れがある場合に, 市民の生命, 身体及び財産を災害から保護し, また, 被害を最小限に軽減するための取組について定めています。 防災対策は, ハード対策とソフト対策を織り交ぜた, 総合的な対策を講ずる必要があるものと存じており, ハード整備といたしましては, 国や県に対し危険箇所の改修を要望するとともに, 市におきましても, 水路や河川の改修などを進めております。 また, ソフト対策といたしましては, 避難場所について, 災害種別ごとの指定に見直したほか, 平成28年度から盛岡地域の町内会長等に対し防災ラジオを配置し, 地域への災害情報の伝達体制を強化することとしており, また, 国が平成28年6月に公表した新たな浸水想定区域など, 地域の災害リスクを踏まえた, 新たな防災マップの作成を進めているところです。 防災や減災は, 行政と地域の皆さまが協働して取り組むことにより, その推進が図られるものと存じており, 市といたしましては, 引き続き, 地域の皆さまに対し, 各家庭における日頃からの備えの重要性を周知するとともに, 自主防災組織などを中心とする地域単位の防災・減災活動につきましても積極的に支援してまいりたいと存じます。 2 防災マップの更新が遅れている理由についてですが, 平成27年の水防法の改正にあわせて, 国により「想定し得る最大規模の降雨」に基づく浸水想定区域の見直しが進められてきたところであり, 市といたしましては, 地域の皆さまに洪水や浸水の発生が予想される区域等の正確な情報を提供することが重要でありますことから, 新たな浸水想定区域が示された後に, その内容を踏まえて防災マップを更新することとしてきたものであります。 新たな浸水想定区域は平成28年6月30日に公表されており, 先ほどの説明と重複いたしますが, 現在市では, この新たな浸水想定区域が地域に及ぼす影響を分析するとともに, 地域の災害リスクを考慮した避難場所等の見直しを検討するなど, 防災マップの更新準備を進めているところであり, 平成29年度に新たな防災マップを作成し, 地域の皆さまに配布してまいりたいと存じます。	総務部 危機管理防災課 消防対策室 建設部 河川課 総務部 危機管理防災課

地区	No.	懇談事項	説 明	担当部課名
		3 各町内会単位で行っている防災訓練の他、緑が丘地域として取り組むべき必要な防災対策の課題は。	3 地域における防災活動については、「自分たちのまちは、自分たちで守る」という自主防災の原点に立って、まずは顔と顔が見える範囲である町内会等の単位で自主防災組織を結成し、活動していただくことが基本になるものと考えております。 自主防災組織につきましては、コミュニティ地区を単位とする組織（自主防災会）として活動していただくことにより、町内会相互の支援が円滑に、効果的に行われるようになり、地域の自主防災にとって、より望ましい体制が構築されることになるものと存じております。 また、自主防災組織が結成されていない町内会があることや、町内会ごとに災害リスクが異なることなど、それぞれの事情を踏まえた、地域としての支援体制の構築が必要と存じており、大規模災害が発生した場合に、地域全体でカバーする効果も期待され、地域の防災体制の更なる充実につながると考えるものであります。 市といたしましては、自主防災組織の活動を支援するため、自主防災推進員を置き、自主防災組織に対する研修や訓練などで組織の育成強化を進めておりますので、自主防災組織の体制整備や具体的な活動の検討などについては、消防対策室に御相談いただきますようお願いいたします。	総務部 消防対策室

地区	No.	懇談事項	説 明	担当部課名
緑が丘	2	高齡化の進行に伴う諸施策について		
		1 高齡者が憩えるサロンの場の確保・提供について、地域の児童公園に東屋を建設したり、地域の空き家を活用する考えはないか。 2 「空き家」対策の法律等が整備されてきているが、独居高齡者が増加しており、死亡や施設入所に伴う空き家を生む予備軍が多く存在すると考えられます。「空き家」を生まないよう事前の相談窓口を設置する等の事業を進めたらどうか。	1 高齡者が憩えるサロンの場の確保・提供について 地域住民が気軽に参加できるサロン活動は、地域における支え合い活動のきっかけになるなど、地域福祉活動を推進する上で重要な取組の1つであると存じております。 盛岡市内では、187カ所でサロンが開催されており、空き家を活用した事例については、山岸及び湯沢地区内の2カ所を把握しております。 市といたしましては、盛岡市社会福祉協議会への地域づくり推進員の配置を通して、空き家を活用した事例に関する情報提供など、サロンの立ち上げや運営の支援を行っておりますので、御相談いただければと存じます。 上記のように空き家を高齡者用のサロンへ転換することにつきましては、有効な空き家活用策と存じておりますことから、今後とも、保健福祉部と連携を図り、空き家等バンクに登録された物件の活用を推進してまいります。 児童公園にサロンの場としての東屋を建設することについてですが、市内には用地が確保されいながら整備が遅れている公園や、更新が必要な遊具のある公園もあることから、優先度を付けて順次整備してまいりますので、御理解をいただきたいと存じます。 2 空き家を生まないよう事前の相談窓口を設置する等の事業につきましては、少子高齡化や核家族化に伴い、今後も、空き家の増加が予想されることから、市としても何らかの対策は必要であると考えております。 現時点では、市として十分に対応できるノウハウ等を有しておらず、ただちに相談窓口を設置できる状況にはありませんが、今後は、空き家となる可能性のある住宅に関しての相続、利活用あるいは公共施設としての利用等、住宅所有者の希望に応じたアドバイスが可能となる窓口の設置や相談会の開催などについて、関係団体や庁内の関係部署と連携しながら検討してまいりたいと存じます。	保健福祉部 地域福祉課 都市整備部 都市計画課 都市整備部 公園みどり課 市民部 くらしの安全課 都市整備部 都市計画課

地区	No.	懇談事項	説 明	担当部課名
		3 高齢等でゴミを出せない世帯への支援が開始されているが、高齢者が生き生きと生活するため、冬期の歩道の除雪も含め道路関係の環境整備についてどのように取り組むのか。	3 道路関係の環境整備について 冬季の歩道除雪につきましては、市で実施している除雪のほか、地域に貸し出している小型除雪機械の活用や融雪剤の散布など、地域の皆様の御協力もいただきながら、取り組んでまいりたいと存じます。 また、そのほかの道路環境整備につきましては、パトロール等を実施しながら道路補修等に努めているところですが、地域で不具合な箇所がございましたら、道路管理課まで御連絡いただければと存じます。	建設部 道路管理課

地区	No.	懇談事項	説 明	担当部課名
緑が丘	3	緑が丘地区の交通事情の改善について		
		1 北山トンネルの完成, 更には新興住宅地の開発等による緑が丘地域の通勤・通学時間帯の道路状況について, どのように把握しているか。	1 市道本町通二丁目小鳥沢2号線の盛岡三高前交差点の7時から9時(通勤・通学時間帯)の交通量につきましては, 北山トンネルの完成前の平成20年は, 南進方向で約2,600台, 北進約1,300台の合計約3,900台となっており, 直近の平成28年7月の盛岡三高前交差点の交通量につきましては, 南進が約2,400台, 北進が約1,100台, 合計約3,500台となっております。	建設部 交通政策課
		2 バス優先レーンを解消して必要箇所へ右折車線の設置など交通の混雑状況に応じた改善策をどのように考えているか。	2 バス優先レーンについては, 北山トンネル開通後も朝の市内方向の交通量に変化が見られないこと, バス事業者からはバス優先レーン廃止後の渋滞に懸念が示されていることから, 今後も交通量の変化に注視しながら, 引き続き検討してまいります。	建設部 交通政策課
		3 市道深沢線に進入する際の街路樹で見通しが悪い箇所や数多く存在する信号機の無い危険交差点の現状をどのように把握しているか, またその改善策をどのように考えているのか。	3 市道本町通二丁目小鳥沢2号線(都市計画道路名:上田深沢線)につきましては, 街路樹の植えられた間隔が狭く, また, 今日では大きく成長してきていることから, 交差点などにおいて見通しが悪い状況になってきておりますので, 地元の皆様と相談しながら, 計画的な伐採を順次行ってまいりたいと存じます。 上田深沢線の信号機のない危険交差点の現状把握及び改善策について, 上田深沢線には多くの丁字路交差点があり, 危険と思われる箇所が複数存在しているものと存じております。改善策については, 一時停止規制や停止ドットラインの設置などいろいろ考えられますが, 御意見を伺いながら, 更なる安全対策について, 道路管理者や警察などの関係機関と協議してまいりたいと存じます。	建設部 道路管理課 市民部 くらしの安全課
		4 児童・生徒・高齢者の安全を図る歩道や横断歩道の整備についてどのように進めるのか。	4 通学路においては, 交通の状況や家屋の連担状況, 地形などの条件を踏まえながら, 市内全体の優先順位を勘案して整備に取り組むこととしております。 なお, 平成24年度から学校, 警察, 道路管理者による通学路の緊急合同点検を行っており, 緑が丘小学校, 高松小学校の通学路では, 23箇所の要対策箇所について学校, 警察による取組を行っており, 今後においても関係機関と連携しながら安全確保に努めることとしております。	建設部 道路建設課